

平成二十二年三月十九日受領  
答弁第二四〇号

内閣衆質一七四第二四〇号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出農地・水・環境保全向上対策における申請手続きに関する質問に対する答

弁書

一について

農地・水・環境保全向上対策（以下「本対策」という。）については、これまでも申請手続きに必要な書類数を削減するとともに、本対策において行う活動の報告回数を半減する等手続きについて必要な簡素化の取組を順次行ってきたところであり、現時点においては、更なる簡素化を図ることは困難と考えている。

二について

本対策については、平成二十二年度中に実施することとしているこれまでの取組に対する評価において、実績、現場の意見等を踏まえ、本対策の成果と課題を明確化した上で、今後の在り方を検討することとしている。